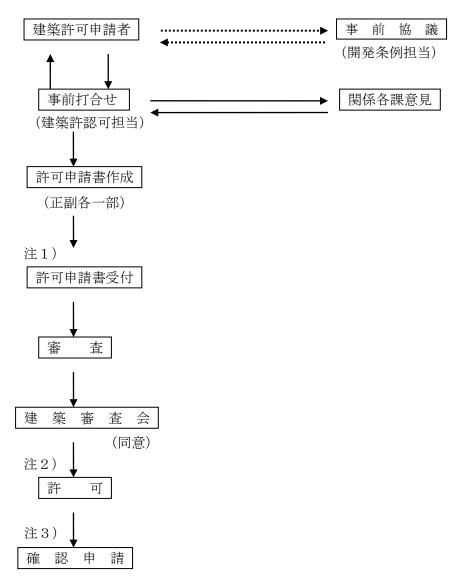
2. 法第44条、法第47条、法第52条、法第53条、法第53条の2、法第55条、法第56条の2、法第58条、法第59条、法第59条の2、法第68条、法第85条第5項(建築基準法施行規則(以下、「規則」という。)第10条の15の8の応急仮設建築物を除く)、法第85条第7項、法第87条の3第5項(規則第10条の15の8の応急仮設建築物等を除く)、法第87条の3第7項ほかによる許可申請手順



〔備考〕アーケード、上空通路については別途「連絡協議会」との協議が必要です。

- 注1) 開発許可にかかるものは都計法第32条協議を終了し、同法第29条許可申請提出 と同時期とする。
- 注2) 開発許可にかかるものは同時期の許可とする。
- 注3) 法第85条第5項及び法第87条の3第5項を除く。

許可申請書の作り方

提出書類 (正副各一部)

法による許可申請書は第43号様式によるものとし、下記の図書を添付してください。 なお、図面の方位は上方を北方に統一してください。

(注. 細則第5条他参照のこと。)

	記入	事 項	縮 尺	備考
理 由 書	許可申請する理由を建築記入してください。 (法第56条の2第1項合は、増築等に併せて不改善することについての入してください。) また、許可関係条項も記	ただし書許可の場 適合な日影部分を の見解を併せて記		A4 版
付近見取図 (用途地域図 を兼ねる)	申請建築物の敷地を赤で に塗り分ける。方位、道 地物。		1/2500	都市計画地図を用い申請建築物を中心に A3 版全紙着色のこと。
建築用途別現 況 図	建築物の用途別の着色。 申請建物は赤で囲み斜線		1/2500	都市計画地図 (A3 版) を用い敷地境 界線より 200 メートルの範囲を着色 のこと。
配置図	縮尺、方位、敷地の境界における建築物の位置及る建築物(赤で囲む)と低敷地の接する道路の位置 隣接建築物の用途、構造	び用途、申請に係 也の建築物との別、 置及び幅員並びに	1/50 ~ 1/300	敷地内の土地利用 のうち、緑地部分 は緑で着色のこ と。
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各 積並びに工場にあっては 備等の位置及び名称。		1/100 ~ 1/300	申請建築物ついて は全て記入、既設 建物については必 要事項記入。
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並び 構造及び仕上げの材料。		1/100 ~ 1/300	法第 55 条の申請 は地盤面から 10 (12)メートルラ インをまた、既設 に接する場合は申 請部分を赤で示 す。
主要断面図	縮尺、建築物の床の高さ さ、軒の高さ、全体の高 及び天井の仕上げの材料 さしの出。	さ並びに床、内壁	1/100 ~ 1/300	主要断面図の切断 箇所は配置図に赤 で示す。

日	影	図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における	1/100	法第56条の2第1
			建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤	\sim	項ただし書きの申
			面からの高さ、法第56条の2第1項の水	1/300	請に係る日影図に
			平面上の敷地境界線からの水平面5メート		ついては別に定め
			ル及び 10 メートルの線、建築物が冬至日	(1/300	る様式による5メ
			の真太陽時による午前8時から30分ごと	~	ートルラインの等
			に午後4時までの各時刻に水平面に生じさ	1/500)	時間日影線を赤
			せる日影の形状並びに建築物が冬至日の		10 メートルライ
			真太陽時による午前8時から午後4時まで		ンの等時間日影線
			の間に測定線上の主要な点に生じさせる		を青で示す。
			日影時間及び水平面に生じさせる日影の		
			等時間日影線、日影図は敷地内全建築物を		
			対象とする。		

[備考] その他工場・危険物調書(細則第5条第6項)等市長が必要と認める図書(設計概要、公開空地区域図、敷地内日影図、動線計画図、植栽計画図等)

用途地域凡例

用途地域の着色は下記により、図面右下方に凡例を記入してください。

717/2010/9(17) L100 H110 00 7	, E		, ,
用途地域	着色	用途地域	着色
第1種低層住居専用地域	緑	第2種低層住居専用地域	薄緑
第1種中高層住居専用地域	黄緑	第2種中高層住居専用地域	薄黄緑
第1種住居地域	黄	第2種住居地域	薄橙
準住居地域	橙		
近隣商業地域	桃	商業地域	赤
準工業地域	紫	工業地域	水

法別表第四(日影による中高層の建築物の制限)による区分 法第56条の2第1項ただし書の申請のみ黒色で用途地域の上へ重ねて表示し、図面右下 に凡例を記入してください。

				平均地 盤面か	敷地境界線からの水平距離			
	地域又は地区		は地区	制限を受ける建築物	盛画が らの高 さ	5 m < L≦10m	L>10m	記号
第	第第	容積	80 又は 100	軒の高さが7mを超える		3時間	2 時間	
第1種低層	第2種低層	Ź	浮積 150	建築物又は地階を除く	1.5m	4時間	2.5 時間	
層	層層	Ź	階数が 3 以上の建築物 詳積 200		5 時間	3 時間		
第1種	第1種中高層	容	浮積 150	高さが 10mを超える	4 m	3時間	2 時間	
中高層		窄	浮積 200	建築物		4 時間	2.5 時間	
穿		種住居 種住居 居 居	(いずれも 容積 200 地域)	高さが 10mを超える 建築物	4 m	5 時間	3 時間	
指		地域のの無い		高さが 10m を超える 建築物	4 m	4 時間	2.5 時間	

建物用途別凡例

建物用途別の着色は、下記により、図面右下方に凡例を記入してください。

建物用途	具 体 例	着色
官・公署施設	市役所、電話局、郵便局	茶
運輸・公共施設	変電所、駅舎、汚水処理場	こげ
文教・厚生施設	学校、図書館、公民館、神社、保育所、体育館	緑
病 院 施 設	病院、助産所	橙
興 業 施 設	劇場、映画館、演芸場	黒
風俗施設	料理店、待合、旅館	紫
販売・商業施設	百貨店、浴場、飲食店、店舗	赤
業務施設	銀行、事務所	桃
住居施設 ※	住宅、寄宿舎、共同住宅	黄
農林漁業施設	農家、温室、漁業施設	黄緑
工 業 施 設	工場、作業場	青
その他	倉庫	水

黄 〔備考〕※兼用住宅は、 内を黄色で塗り、輪郭を兼用用途の色で描いて下さい。

建築審査会資料の作り方

1. 作成部数 15部

2. 必要書類 申請時の添付書類

ただし法第56条の2第1項の申請以外は日影図を除く。

3. 体裁 A3 サイズ左綴り

4. 縮尺 縮尺は問わない。

ただし図面を縮小した場合は正確な縮尺を記入すること。

5. 記入事項 申請書と同様とする。

6. その他 各図面の右下方に「○○図」と標題を、また図面番号を記入すること。

(各黒色8ミリメートル程度の字体とする)

工場・危険物調書は吹田市建築基準法施行細則に規定する申請書等の 様式を定める要領様式第2号、既存不適格の場合は同要領様式第3号 の副をコピーして添付してください。

申請用途・規模等により、機械配置図等の説明・その他参考資料(写真・機械の説明書等)の添付をお願いする場合があります。

説明用として建築物の配置図・平面図・立面図・断面図・日影図等の電子データを用意してください。